

## ライフステージに応じた口腔機能管理の推進③

### 口腔機能評価に関する検査の新規導入

➤ 口腔機能評価に関する検査を新設する。

(新) **咀嚼能力検査** 140点

(新) **咬合圧検査** 130点

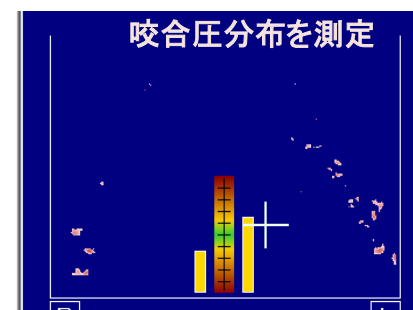
[算定要件]

(咀嚼能力検査)

咀嚼能力測定を行った場合(グルコース含有グミゼリーを咀嚼時のグルコース溶出量を測定)に6月に1回に限り算定する。

(咬合圧検査)

咬合圧測定を行った場合(感圧フィルムにより咬合圧等を測定)に6月に1回に限り算定する。



現行

#### 【舌圧検査】

[対象患者]

(月に2回に限り算定)

- 舌接触補助床を装着した患者又は予定している患者



改定後

#### 【舌圧検査】

[対象患者]

(月に2回に限り算定)

- 舌接触補助床を装着した患者又は予定している患者
- 顎補綴・口蓋補綴による装置を装着する患者
- 広範囲顎骨支持型補綴を装着する患者

(6月に1回に限り算定)

- 咀嚼能力検査、咬合圧検査と同様

咀嚼能力検査、咬合圧検査、舌圧検査共通

[対象患者]

- 歯科疾患管理料、歯科疾患在宅療養管理料又は在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料を算定し、継続的な口腔機能の管理を行っている患者

[算定要件]

- 問診、口腔内所見又は他の検査所見から加齢等による口腔機能の低下が疑われる患者に対し、**口腔機能低下症の診断を目的として実施**した場合